

久万高原町風力発電施設の適切な設置及び管理に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、久万高原町（以下「町」という。）において風力発電施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という。）の設置及び管理に関し、災害の防止、生活環境の保全、良好な景観の形成、地域住民との合意形成等を図るうえで、関係法令に定めるもののほか必要な事項を定め、事業者が自主的に遵守する事項や調査手順を明らかにすることを目的とする。

2 対象

（１）対象施設

町に設置する風力発電施設等の新設、増設、または大規模な改修（以下「設置等」という。）を行う場合を対象とする。

ただし、以下については対象外とする。

- ①発電規模が１基当たり２０kw以下の施設で売電を主目的としないもの
- ②発電規模に関わらず売電を主目的としない公共的なもの

（２）対象地域

ガイドラインの対象地域は町内全域とする。ただし、本町行政区域に属さない場合であっても本町に影響を及ぼすおそれがある場合は、本ガイドラインを適用する。

3 事業者の定義

事業者とは、風力発電施設等の設置等を行う者及び設置等完了後に風力発電施設等を購入した者とする。

4 ガイドラインによる調整手順

（１）町の窓口

事業者は、まちづくり戦略課環境保全・脱炭素推進室を町の窓口として、風力発電施設等の設置等について、町の所管課と協議するものとする。

（２）法規制に係る協議

事業者は、風力発電施設等の設置等に係る法規制について、町の所管課又は関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。

想定される主な法規制は別表１のとおり。

（３）事前調査

事業者は、風力発電施設等の設置等に係る地域の事前調査を行う。

【主な調査項目】

- ・設置前の風量調査
- ・設置前の騒音調査
- ・設置前の動植物調査（鳥類を主とした天然記念物等の保護される動植物、渡り鳥のコース等）
- ・設置前の景観調査（民家や公園、道路など主たる眺望地点から）
- ・設置前の電波障害調査
- ・設置工事作業による環境影響予測（緑地、水質保全関係）

（４）事前説明

関係する公的機関、近接住民及び漁業・農業協同組合、森林組合等、環境保護団体等への事業計画説明を行う。なお、環境影響評価の対象事業となる場合には、住民の同意を書面で得るものとする。

【主な説明事項】

- ・設置規模及び設置スケジュール
- ・設置後の発生騒音の予測
- ・設置後の景観について（合成写真等で説明）
- ・電波障害発生予測
- ・設置による動植物の影響予測（天然記念物、渡り鳥のコース等）
- ・設置工事作業による環境影響予想（緑地、水質保全関係）

（５）事業説明結果の報告

事業説明会の実施結果について、町へ報告する。

（６）事後調査と報告

設置完了後に最終の設置規模と障害発生の予想された事項について、事後調査結果を町へ報告する。

【主な事後調査事項】

- ・設置後の騒音調査
- ・設置後の景観調査（民家や公園、道路など主な眺望地点から）
- ・設置後の電波障害調査
- ・設置後の動植物調査（天然記念物、渡り鳥のコース等）

５ 設置等にあたっての基準

（１）住宅からの距離

住宅から３００m以上

（２）低周波音

住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物の及び心身に係る苦情に関する参考値を超えないものとする。

(3) 電波障害

地域に影響が出ないように十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(4) 自然環境

風力発電施設等の設置等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(5) 景観

①事業者は、風力発電施設等の設置等にあたって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。

②風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。

③事業者は、景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講ずるものとする。

④事業者が風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

(6) 光害

事業者は、風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物への影響を及ぼさないように必要な措置を講ずること。

(7) 文化財

事業者は、風力発電施設等の設置等にあたって、町教育委員会と影響及び保護について協議すること。

6 設置等の工事中及び工事完成後における調査

事業者は、風力発電施設等の設置中及び設置後についても環境及び景観等の保全に関し、「5 設置等にあたっての基準」の遵守に努めなければならない。

7 設置後の維持管理等

(1) 事業者は、設置した施設について正常な機能を維持するための計画書を作成し町に提出すること。また、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。

(2) 事業者は、設置後に騒音、電波等の障害が発生したときには、原因を調査し誠意をもって対応するとともに、その内容を町に報告すること。

(3) 事業者は、風力発電施設等の撤去・廃棄について、事業計画の段階で検討し、事業計画に盛り込むこと。また、事業終了後は、廃棄物処理法及び建設リサイクル法に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。

8 その他

風力発電施設等の設置等にあたり、住民等から事業者へ申し入れのあった事項について速やかに町へ報告するとともに誠意をもって対応するものとする。

附則

このガイドラインは、平成31年1月1日から施行する。

附則

このガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。

(別表1)

想定される主な法規制

No.	法・規制名	所管課
1	農地法	農業委員会
2	農業振興地域の整備に関する法律	農業委員会
3	森林法	林業戦略課
4	環境影響評価法（環境アセスメント）	
5	都市計画法	建設課
6	土壌汚染対策法	
7	文化財保護法	教育委員会
8	国土利用計画法	総務課
9	道路法	建設課
10	砂防法	
11	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
12	地すべり等防止法	
13	自然公園法	
14	自然環境保全法	
15	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	
16	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
17	工場立地法	ふるさと創生課
18	電気事業法	
19	建築基準法	

20	消防法	消防本部
21	道路交通法	
22	航空法	
23	電波法	